

レーダー又はその部分品

(4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

輸出令別表第1の10の項(11)、省令第9条第十三号

【規制除外が適用できるレーダー】

貨物名： _____
 メーカー名： _____
 型及び銘柄： _____

パラメータシート
 様式：9-13(規制除外) 1/1

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
レーダーであって、次のいずれかに該当するもの 又はその部分品か？ (1) 二次監視レーダー又はその部分品 (2) 民生用自動車レーダー又はその部分品 (3) 気象レーダー又はその部分品 (4) 国際民間航空機関の定める標準に準拠した 精測進入レーダー及びその部分品 (5) 航空管制用の表示装置	<input type="checkbox"/> はい ←判定結果欄へ (レ又はXを記入) <input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> (4) <input type="checkbox"/> (5)	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果欄へ	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	様式9-13 <input type="checkbox"/> を用いて 該非を 判定する	

注1. パラメータシートには、資料(カタログ、仕様書等)を添付し、判定の根拠を明示すること。

注2. 規制除外が適用できないレーダーの場合は、本様式で判定せずに、様式：9-13を用いて判定すること。

注3. 貨物の該非にかかわらず、役務(プログラムその他の技術)が含まれている場合は、様式9T-2についても判定を行うこと。

注4. レーダー又はその部分品については、併せて15項の判定が必要である。

検討の結果、以上のとおり相違ありません

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ) _____

氏名 _____ 印

電話 _____ (内線 _____)